

伊奈町まちづくり基本条例
逐条解説

令和 7 年 4 月

伊奈町企画課

【目次】

前文	1
第1章 総則	
第1条 目的	2
第2条 条例の位置付け	3
第3条 定義	3
第2章 まちづくりの基本理念と基本原則	
第4条 まちづくりの基本理念	5
第5条 町民参加と協働の原則	5
第6条 情報共有等の原則	5
第7条 地域尊重の原則	6
第8条 環境配慮の原則	6
第3章 まちづくりの主体の役割等	
第9条 町民の権利及び責務	7
第10条 町長の責務	8
第11条 職員の責務	8
第12条 議会及び議員の責務	9
第4章 情報の共有	
第13条 情報の公開及び発信	9
第14条 個人情報の保護	10
第5章 実効性の確保	
第15条 条例の見直し	11
附則	11

条例の名称

伊奈町まちづくり基本条例

【解説】

- よりよいまちづくりのための基本的な理念や原則、役割等を定めた条例を、一般的にまちづくり基本条例といいます。
- 伊奈町まちづくり基本条例懇話会では、「まちづくり基本条例」と「自治基本条例」が主な候補となりましたが、「まちづくり」と「自治」という言葉を比較した場合、前者の方が町民にとって、よりなじみやすい言葉であるとの理由から、「まちづくり基本条例」という名称になりました。

前 文

私たちのまち伊奈町は、バラのまちとして親しまれ、町民がいきいきと美しく輝くまちとして、発展を続けています。

古くは旧石器時代から人々の生活が営まれ、近世になると、町名の由来ともなった伊奈備前守忠次が、ここ武蔵国足立郡小室に陣屋を構え、関東一円の治水や新田開発、河川改修等を行い、関東繁栄の礎を築きました。

豊かな自然と心安らぐ田園風景に囲まれながらも、首都中心部から40キロメートル圏内という地理的好条件に加え、埼玉新都市交通伊奈線（ニューシャトル）の開通や都市基盤整備などによる住環境の向上とともに、人々が集う活気あふれる歴史と文化の薫り高いまちとして、さらなる発展を続けています。

先人たちは、自然と歴史を尊び、郷土を大切にし、さらに創意と努力による魅力あるまちを目指すことを伊奈町民憲章に掲げ、まちづくりを進めてきました。

私たちは、これまで先人たちが築いてきたこのまちを、町民、町及び町民の代表たる議会の協働による町民参加型のまちづくりを推進することにより、一層魅力あるまちとして将来に引き継ぎます。

私たちのまちが、バラの咲き誇る賑わいのある美しいまち、歴史と伝統が息づいた忠次公ゆかりのまちとして、人々から広く親しまれ、愛されることを願いつつ、日本一住んでみたいまちを目指すとともに、誰一人取り残されず幸福に暮らせる、町民主体の開かれたぬくもりのあるまちづくりを実現するため、この条例を定めます。

【解説】

- 条例制定の背景や制定に向けた決意を表すため、前文を設けています。

町の歴史や地理的状況、特色や今日のまちへと発展してきた過程などについて言及した上で、目指すべきまちの姿と、それに向けて取り組んでいくまちづくりの決意を、宣言として記述します。

- 「私たち」とは、町民、町及び議会からなる、まちづくりに必要不可欠な存在を指すものであり、それぞれが主体性をもって伊奈町のまちづくりを担っていく決意を込めるため、「私たちのまち伊奈町」として主語を表現するものです。

第1章 総 則

（目的）

第1条 この条例は、伊奈町におけるまちづくりの基本原則を明らかにし、まちづくりを推進するための基本的な事項を定めることにより、町民、町及び議会の協働を推進し、町民参加型のまちづくりを実現することを目的とする。

【解説】

- 本条は、この条例の内容やねらいを簡潔に表したものです。

これからの伊奈町のまちづくりにおいては、町民が主体的に町政に関与する「町民参加型のまちづくり」が重要となります。その実現のため、まちづくりの基本となる原則を明らかにした上で、まちづくりを推進するための基本的な事項を、本条例により定めます。

- 「まちづくりの基本原則」とは、まちづくりの「進め方」を指すものであり、具体的には、第5条から第8条で規定している「町民参加と協働の原則」「情報共有等の原則」「地域尊重の原則」「環境配慮の原則」の4つの原則を指します。

なお、第4条ではまちづくりの基本理念を規定していますが、基本理念と基本原則の位置付けの整理としては、基本理念で「まちをつくる際の基本的な考え方」を規定し、その基本的な考え方の下で、基本原則において「まちづくりの進め方」を規定するものです。

(条例の位置付け)

第2条 町民、町及び議会は、この条例の趣旨を尊重するものとする。

2 前条の目的を達成するため、まちづくりにおける他の条例、規則等の制定又は改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重するものとする。

【解説】

○ 本条は、この条例の位置付けについて規定するものです。

第1項では、この条例は伊奈町がまちづくりを推進する上での基本的な事項を定めた、まちづくりに対する根本的な考え方を示す条例であることから、町民、町及び議会は、この条例の趣旨を尊重するものとしています。

その上で、第2項においては、第1条で定める目的を達成するため、まちづくりにおける伊奈町の他の条例、規則等の制定・改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重するものとしています。

○ 「この条例の趣旨」とは、まちづくり基本条例の前文、目的、基本理念及び基本原則で構成されている、伊奈町のまちづくりに対する根本的な考え方が、このまちづくり基本条例の趣旨に当たります。具体的には、「町民主体の開かれたぬくもりのある伊奈町を目指すため、町民、町及び議会の協働の推進により、町民参加型のまちづくりを実現すること」と言えます。

○ 「尊重する」ことの趣旨としては、まちづくりに関する伊奈町の他の条例や規則等を制定や改廃するに当たっては、まずは、町におけるまちづくりの基本理念・基本原則を定めた本条例に立ち返ることを要請するものです。その結果、実際に各条例や規則等を制定や改廃するに当たっては、それぞれの条例等の目的や位置付け、関係法令等を十分精査した上で、各種具体的事項を、慎重な検討により規定されるべきものと位置付けています。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 町内に住所を有する者及び町内において働き、学び、又は活動する個人又は団体をいう。
- (2) 町 町長（水道事業及び下水道事業の管理者としての権限を行う長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会並びにその執行に関わる職員をいう。
- (3) まちづくり 伊奈町における公共の福祉の増進を目的とする全ての活動をいう。
- (4) 町民参加 町民が、町が行う政策の企画立案、実施及び評価の各過程において、主体的に関与することをいう。

- (5) 協働 町民、町及び議会が、それぞれの責任と役割分担に基づき、対等の立場で共に考え、共通の目標に向けて協力しあうことをいう。

【解説】

- 定義では、この条例の中で使われる用語のうち、共通認識を図るべき重要な用語を規定します。
- 伊奈町のまちづくりは、伊奈町に住み、働き、学び、活動する全ての人によって進めていくことが大切です。このように町民を幅広く定義している理由は、伊奈町が「少子高齢化」「将来的な人口減少」「コミュニティの希薄化」などの様々な課題に直面していく中で、これらの課題の解決やまちづくりの推進のためには、国籍や町内住所の有無にかかわらず、伊奈町において働き、学び、又は活動している、伊奈町に関係する幅広い方たちが、協力し合っていくことが必要であるとの認識に基づくものです。そのため、この条例では「町民」を「町内に住所を有する者」（いわゆる「住民」）に限定せず、「町内において働き、学び、又は活動する個人又は団体」としています。なお、「活動」については、よりよい伊奈町の実現のために活動している個人又は団体を想定しています。
- 町の執行機関である町長（水道事業及び下水道事業の管理者としての権限を行う長を含む。）と行政委員会・行政委員（地方自治法第138条の4、第180条の5）、その執行に関わる職員を「町」として定義します。現在、伊奈町に置かれている行政委員会・行政委員には、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会があります。

ここでいう町長とは、町長個人を指しているのではなく、執行機関の代表としての町長を指しています。そのため、この中には、補助機関としての職員（例：企画課の職員）も含まれることとなりますが、職員が含まれることを明示するため、「並びにその執行に関わる職員」という文言を加えています。
- 3号の「公共の福祉」とは、社会全体の利益を指し、伊奈町における社会全体の利益の増進を目的とする全ての活動を、「まちづくり」として定義します。
- 「町民参加」とは、町が実施する政策や各種事業において、企画立案、実施及び評価の各過程で、町民が主体的に関与することをいい、具体的には次に掲げるとおり様々な取組が考えられます。
 - ・町の各種会議の公募委員としての発言【企画立案】
 - ・町政への意見表明・提案等（町長タウンミーティング、町民コメント制度）【企画立案】
 - ・町のワークショップ等への参加【企画立案】
 - ・町のイベントの運営や参加団体の組織に加わっての活動【実施】

- ・町の様々な取組に対する評価（アンケート調査）【評価】

第2章 まちづくりの基本理念と基本原則

（まちづくりの基本理念）

第4条 町民は、まちづくりの主体者として、町及び議会とともに、町民が輝くまちづくりを推進するものとする。

【解説】

- 本条は、まちづくりを進めていく上での基本的な考え方を示すものです。町民参加型のまちづくりを実現するため、町民をまちづくりの主体者として位置付けます。
- 「町民が輝くまちづくり」とは、町民の誰もがいきいきと元気に暮らし、笑顔がはじける、活力に満ちたまちづくりのことであり、現在の町民はもちろん、将来世代も輝けるまちづくりを推進していく必要があります。

（町民参加と協働の原則）

第5条 町民、町及び議会は、町民参加により、協働してまちづくりを推進することを原則とする。

【解説】

- まちづくりを進めていく上での基本的な考え方（基本理念）の下、まちづくりの進め方を規定するものとして、基本原則を設けます。本条では、町民主体の開かれたぬくもりのあるまちづくりを実現するため、「町民参加」による「協働」が、重要な原則であることを規定します。

（情報共有等の原則）

第6条 町民及び町は、それぞれが持つまちづくりに関する情報を共有することを原則とする。

- 2 議会における情報共有等の原則については、伊奈町議会基本条例（平成25年条例第22号。以下「議会基本条例」という。）第12条で定めるところによる。

【解説】

- 町民及び町は、まちづくりに関する情報をそれぞれが有していますが、その情報を的確に共有することにより、まちづくりを推進していきます。
- 議会における情報共有等については、議会運営の基本事項を定めた伊奈町議会基本条例内に規

定があることから、当該条例で定めるところによるものとしています。

【参考】

伊奈町議会基本条例（抄）

（議会広報の充実）

第12条 議会は、町政に係る重要な情報を、議会独自の視点から、常に町民に対して分かりやすく周知するよう努めるものとする。

2 議会は、情報通信技術の発達を踏まえた多様な広報手段により、多くの町民が議会及び町政に関心をもつよう議会広報活動の充実強化を図るとともに、意見公募に努めるものとする。

（地域尊重の原則）

第7条 町民、町及び議会は、地域の文化、歴史、伝統等の特徴を活かしながら、子どもからお年寄りまで全ての町民が住みやすく暮らしやすい、安心して安全な地域社会を実現するために、地域の特性を尊重し、その支援を行うことを原則とする。

【解説】

- 町の各地域には、それぞれが大切にしてきた文化、歴史、伝統等の特徴があります。まちづくりを進めていくに当たっては、その特徴を活かしながら、全ての町民が住みやすく暮らしやすい、安心して安全な地域社会の実現を目指していくことが重要です。
- 地域の支援については、町及び議会による支援に加えて、地域において町民が互いに助け合う「共助」の取組も大切であることから、町民も地域の支援の主体として位置付けられます。

（環境配慮の原則）

第8条 町民、町及び議会は、人と自然とが共生できる持続可能な循環型社会の実現のため、環境への影響に配慮したまちづくりの推進に努めることを原則とする。

【解説】

- 伊奈町は、首都中心部から40キロメートル圏内という首都近郊地帯にありながら、豊かな自然と心安らぐ田園風景が多く残されています。その恵まれた環境を将来へと引き継ぐため、まちづくりの推進に当たっては、環境への影響に配慮することが大切です。

(町民の権利及び責務)

第9条 町民は、まちづくりに関して、参加する権利、情報を知る権利及び必要な説明を受ける権利を有する。

2 町民は、まちづくりの主体者であることを認識し、積極的にまちづくりに参加するよう努めるものとする。

3 町民は、法律の定めるところにより納税の義務を果たすものとし、また、選挙権を有する町民は、その行使の機会を活かすように努めるものとする。

【解説】

○ 第3章では、まちづくりの主体である町民と、まちづくりをともに推進していく立場である町と議会について、その権利や責務を規定します。

本条は、まちづくりの主体である町民について、まちづくりに参加する権利等を有することを明示するとともに、まちづくりへの積極的な関与を促すものです。

○ 第3項は、地方自治法で規定されている「住民の権利義務」について、確認する意味合いも含めて、町民の役割等として規定するものです。地方自治法では、普通地方公共団体の人的構成要素である住民について、その基本的な権利義務として、「その属する地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利」（第10条第2項）のほか、「その負担を分任する義務」（第10条第2項）、「日本国民たる住民は、その地方公共団体の政治・行政に参加する権利（参政権）」（第11条等）を有するものとしています。

地方自治法の規定を踏まえて、町民は、健全な町政運営に資するために、使用料・手数料、受益者負担金等の経済的な負担の義務を果たさなくてはなりません。法律の定め例としては、地方自治法や道路法、水道法、下水道法、地方税法等各種の個別法等が挙げられます。

また、選挙権を有する町民は、自らの意思表示を行うことができる最も重要かつ基本的な権利である選挙権を、積極的に行使するよう努めるものとするとしています。

【参考】

地方自治法（抄）

第10条 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。

2 住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受

ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。

第11条 日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の選挙に参加する権利を有する。

(町長の責務)

第10条 町長は、町民の信託に応え、誠実かつ公正に町政運営に当たり、まちづくりを推進しなければならない。

2 町長は、効率的かつ効果的な行政運営に努めなければならない。

3 町長は、職員を適切に指揮監督するとともに、その能力及び知識の向上を図らなければならない。

【解説】

- 町長は、町民に選出された町政運営の責任者であるため、本条において、その果たすべき責務を規定します。
- 町行政の具体的な事務を担っているのは町の職員です。そのため、町長は、まちづくりを推進するために補助機関である職員の能力及び知識の向上を図ることが求められています。

(職員の責務)

第11条 全ての職員は、町民全体の奉仕者として、公務を民主的かつ能率的に処理すべき責務を深く自覚し、法令、条例、規則等及び上司の職務上の指示に従い、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

2 全ての職員は、積極的に町民と協働し、まちづくりを推進しなければならない。

【解説】

- 本条では、町行政の具体的な事務を担い、まちづくりの重要な担当者である職員について、心構えや具体的に行うべきことを規定します。
- なお、本条の職員とは、第3条「定義」第2号にある「職員」のほか、議会事務局の職員も含むため、町の全ての職員が本条の責務を負います。
- 職員が全体の奉仕者であることは、憲法でも規定されているとおり、公務員の基本的性格を意味するものであり、公務員の使命そのものです。全体の奉仕者とは、行政の中立性と安定性の維持のために、公務員が特定の立場に偏らないことを指すものですが、職員がまちづくりを推進する上でも、公務員としてのこの基本的性格に沿った取組を促す意味合いを込めて、本条において

明記するものです。

- 「民主的」とは、もっぱら町民のために行われる行政をいうものであり、職員が町民全体のために奉仕することを指します。

(議会及び議員の責務)

第12条 議会及び議員の責務については、議会基本条例第18条で定めるところによる。

【解説】

- 二元代表制の下、独自の立場でまちづくりに寄与してもらうため、議会及び議員の責務を本条で規定します。
- 議会及び議員の責務については、伊奈町議会基本条例内に規定があることから、当該条例で定めるところによるものとしています。

【参考】

伊奈町議会基本条例（抄）

(議会及び議員の責務)

第18条 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則、規程等を遵守し、町民を代表する合議制の機関として、町民に対する責務を果たさなければならない。

第4章 情報の共有

(情報の公開及び発信)

- 第13条 町及び議会は、開かれた町政の推進を図るため、伊奈町情報公開条例（平成13年条例第2号）で定めるところにより、保有する行政情報を公開しなければならない。
- 2 町は、町民参加型のまちづくりを実現するため、積極的に情報の発信を行わなければならない。
 - 3 議会の情報の発信については、議会基本条例第12条で定めるところによる。

【解説】

- 第4章では、町民参加型のまちづくりを進めていく上での仕組みとして、「情報の共有」を規定します。

本条は、「情報の共有」の仕組みとして、「情報の公開及び発信」を定めるものです。情報の

公開及び発信は、町民が有する知る権利に基づくものであり、町民参加において前提となる仕組みです。

- 情報公開の詳細については、「伊奈町情報公開条例」に定められています。
- 議会の情報発信については、伊奈町議会基本条例内に規定があることから、当該条例で定めるところによるものとしています。

【参考】

伊奈町議会基本条例（抄）

（議会広報の充実）

- 第12条 議会は、町政に係る重要な情報を、議会独自の視点から、常に町民に対して分かりやすく周知するよう努めるものとする。
- 2 議会は、情報通信技術の発達を踏まえた多様な広報手段により、多くの町民が議会及び町政に関心をもつよう議会広報活動の充実強化を図るとともに、意見公募に努めるものとする。

（個人情報の保護）

- 第14条 町及び議会は、個人の権利利益の保護及び適正な町政運営に資するため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、伊奈町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第25号）及び伊奈町議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第29号）で定めるところにより、保有する個人情報を適正に取り扱うものとする。

【解説】

- 本条は、「個人情報の保護」について定めるものです。

情報の共有は大切ですが、個人の権利及び利益が侵害されることのないように、町及び議会が保有する個人情報は、厳重な管理が必要です。個人情報の保護の詳細については、「個人情報の保護に関する法律」、「伊奈町個人情報の保護に関する法律施行条例」及び「伊奈町議会の個人情報の保護に関する条例」に定められています。

- 「個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）」とは、個人情報の適正な取扱いに関し、個人情報の有用性に配慮しながら、個人の権利や利益を守ることを目的とした法律です。

個人情報保護法は、我が国の個人情報保護制度の「基本法」として基本理念、基本方針の策定や国等の責務等を定めるほか、行政機関等や民間事業者の個人情報の取扱いに関する「一般法」として公的部門及び民間部門における必要最小限の規律を定めたものです。

- 「伊奈町個人情報の保護に関する法律施行条例」とは、個人情報保護法の委任等に基づき、個人情報の開示請求に係る手続きや手数料等を定めたものです。

第5章 実効性の確保

(条例の見直し)

第15条 町長は、社会経済情勢等の変化に対応するため、必要に応じて、この条例を見直すための措置を講ずるものとする。

【解説】

- 本条例がその役割を十分に果たすよう、条例の見直しを行うための規定を設けます。社会や経済等の情勢の変化に的確に応じ、適宜必要な改正を実施することで、町民参加型のまちづくりの実現を目指します。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

【解説】

- この条例の施行期日について定めるものです。
- 町政運営の最上位計画である町の総合振興計画については、令和7年度からの今後10年間に
おける新たなまちづくりの指針となる、新たな総合振興計画がスタートとなります。

この新たな総合振興計画の中では、「町民参画を促進するまちづくりの推進」として、まちづくり基本条例に基づく町民参加型のまちづくりの推進を施策としても謳っていることから、まちづくり基本条例の施行についても、本計画期間の始期と合わせるものとしています。

- 本条例と総合振興計画の関係性、相互の作用についてですが、総合振興計画は、まちづくりの各分野の政策内容を網羅的に記述し、また、それを実現するための施策、目標年次、実施方法等を具体的に記すものです。

一方、まちづくり基本条例は、協働によるまちづくりを進めていく上での基本的事項（理念や権利、責務等）を定めるものです。

このように両者の内容は異なりますが、総合振興計画に紐づく政策は、まちづくりの基本理念や基本原則等を定めたまちづくり基本条例を踏まえて、推進していく必要があります。

このことから、まちづくり基本条例と総合振興計画は、それぞれの特徴に応じた役割分担により、ともに地域のまちづくりを支えていくものです。